

日程第27 議案第2号 平成22年度橋本市
国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)について

○議長(中西峰雄君) 日程第27 議案第2号
平成22年度橋本市国民健康保険特別会計補正
予算(第2号)について を議題といたしま
す。

これより質疑を行います。
全般について行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) 質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第2号に
ついては、委員会の付託を省略したいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) 討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成22年度橋本市国
民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ
いて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第28 議案第3号 平成22年度橋本市
国民宿舎特別会計補正予算(第
2号)について

○議長(中西峰雄君) 日程第28 議案第3号
平成22年度橋本市国民宿舎特別会計補正予算
(第2号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

4番 松浦君。

○4番(松浦健次君) 先ほどの話で、続きな
んですけれども、事実関係がわからないので、
いろいろあったんでいたし方ないんで、ご承
認くれと、こんな慣れ合い的な、事なかれ主
義は絶対に議員としては許してはいかんと思
います。そのために、市民の代弁者として出
て来ているんですからね、こんなもん通して
しもうたら、何もしないで通してしもうたら、
議員のバッチ、返上せないかん。それぐらい
私、責任感を感じています。市が契約の当事
者かどうか、当事者である分については、市
が責任を負う。当事者じゃない場合には、負
うべきではない。これは当たり前の話で、そ
こが明らかに何もなってないんでしょ。何
について当事者が、何について当事者が何か
わかってない。それをまず明らかにしてもら
いたい。それで、先ほど聞いた内容だったら、
事実関係、この人が言うのとあの人言うの
と、内容がわからへんのでね、ちゃんとして、
ほんまに明確な事実関係を説明してください。

○議長(中西峰雄君) 経済部長。

○経済部長(岡松克行君) 先ほどの答弁でも

申し上げさせていただきましたが、リース契約につきましては、振興協会が契約しております。その中で、平成18年に指定管理を市のほうから振興協会にしております。その中で、この今、今回の物件につきましては、その旅館業を継続するのに必要な物件ばかりでございます。その中で平成18年の時点で、市がその契約について、変更契約を持った中でリース会社と契約していたらよかったですんですが、その中で、もうそのまま協会がそのままの継続となっておりますので、先ほど理事のほうからご答弁させていただきましたんですけども、弁護士等と話した中で、これについては、市のほうで持ってもやぶさかやないかなというようなご指導いただいた中で、今回、計上させていただいておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）全然納得できない話でしょう。振興協会というのは指定管理者ですよ。はじめに指定管理者として、一番最初に振興協会が契約の当事者だと。ずっと続けてきて、それで振興協会、その当事者が18年に名実ともに当事者になったんでしょう、指定管理者となって。そうしたら、振興協会が責任を負う、当たり前の話じゃないですか。その弁護士、顧問弁護士料払うのもったいないですね。当事者となっている人が、名実ともになっているのに、なぜ橋本市が払わんなのですか。いたし方ない、何がいたし方ないんですか。市民の税金をこんなふうは無駄遣いしてどうするんですか。撤回してください。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）橋本市といたしましては、平成18年度に指定管理者に変わるときに、きちっとそここのところの話し合いを市が持つべきか、現在運営していただいています

ところが負担していくべきかという話し合いは、実際、そこの部分はできておりません。一つ例を申し上げますと、給食センターを例にとって申し上げますと、給食センターの場合は、その指定管理者に対しては、給食を運ぶ車、配食車については、これはその給食センターを運営していく中で、なくてはならないものという中で、これは市のほうでその負担をいたしております。今回の紀伊見荘につきましても、本来、その国民宿舎を運営していく中で、よほど地の利がよければそういった車も要らないかもわかりませんが、あの場所につきましては、やはりご利用いただくためにそういう送迎バスというのは、なくてはならないものでございます。そういった中で、本来でしたら指定管理者に移る際に、きちっと市が契約をその時点で結び変えて、市の持ち物として本来指定管理に出すべきであったと思うんですけども、そこの話し合いが、これはもうおわびを申し上げますけれども、全くできていなかったということでございます。そのまま今日まで来ておる中で、冷蔵庫等についてもそうでございますが、廃止をする中でそういう問題が浮上してきたということで、本来は、市が持つべき、その指定管理に移る時点できちっとしておくべきであったものというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）そのほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）紀伊見荘の存続問題なんですけれども、本議会の一般質問でも、他の議員からもあったんですけども、いわゆる存続を求める紀伊見荘の、存続を求める市民の方、そうした声、いろいろ聞こえてくるわけです。民間での経営をやっていくということで、先ほども理事も大変苦労されて、5社、6社と紀伊見荘を売り込みに行っている

と。しかし、なかなか買ってもらえない状況というのかな、広報にも載つけて、広く市民の方にもいわゆる民間での経営というか、運営を引き続きやっていくと。紀伊見荘はなくなるのではないと、民間がやってくれるんだというふうなことの説明を受けるわけですが、幾ら努力しても、簡単に言うたら買い手がいないと。そういう場合、どうしていくのかなんです。約30人を超える正職さん、パートさんが働いている、そういう状況の中で、私自身もいろんな直営なり民間なりということをお問はず、やはり存続はどうしてもする必要がありというふうに考えているわけです。

そこで、どうしても見つからないという場合ですが、例えば市長がもう社長になって、いろんな知恵を出す人なので、市長は、紀伊見荘はもう何があってもと言ったらおかしい、存続させるんだというふうに考えておられるのか、どうしてもあとやるといふ人がなかったら、これもう解体してまうと、なくしてしまうというふうなお考えなのか、その点、伺います。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）富岡議員の質問にお答えしたいと思います。

本当に議員の皆さんにも紀伊見荘の存続あるいはどうしていくかということについて、非常にご心配をかけておるわけでありまして。私としても、長きにわたって、これは市民に喜ばれて、そして、多く利用いただいたという、その気持ちは非常によくわかりますし、いたすわけでございます。何としてでも売却をして、そして円滑にどなたかにお願ひできないだろうか、その大きな問題は、やはり耐震問題が非常に私としても危惧するところでありまして、これを市でもって国民宿舎という名のごとくに存続していくということは、

大変なことであるということと、それから、またいろいろ温泉の看板もおろしました。総じて今までの国民宿舎はご苦労さんであったなというような結末になること、公算が、刻々と近づいておるといふことはたしかやと思うんです。私としても是が非でも何とかということで、先刻からも大阪のほうへの心当たりのところへ行ってお願いに行ったりしておるんですが、今の大きな二つ、三つの問題でね、どうしても敬遠をされて今日まで来ておるのが事実であります。

したがいまして、残すところもうわずかになってまいりますし、担当課のほうとも相談しながら、1月の中旬にもう決めていこうと、そして、4月からどなたか見つかって、安易なことでは言えませんが、見つかって、今のこよかったなというように持っていくのは、もう本当にその気持ちがいっぱいあります。

しかし、万に一つもと言いますと、これはまだインターネット等でも公募していかなければならないなど、続いてね、そういうあれやこれやの全知全能を絞って、これをやらなければならないと思っておるんですが、万が一どうしてもということになってまいりますと、もう4月1日からは休業をせざるを得ないとなるわけでございますが、そうなりますと、日にちがたつのは早いものですから、あとほかの老人ホームだとか、ほかのこともいろいろと視野に入れておるわけでありまして。しかし、そうなってまいりますと、市民の便宜が図られないということになりますので、老人ホームとか特定の業種になってまいりますと、やはり市民に喜ばれる、憩える場所づくりということは、今の姿で存続することが一番望ましいわけでありまして。しかし、万が一の場合は、また別の申し上げたような手だて、あるいはもう廃業をしていく、そうなっ

てまいりますと、また幽霊屋敷となって何年もそこへ、行政がほうってあるということについても責任が問われますので、これまた解体をしていかなければならない、そういうこともございますし、議員の皆さん方にも大変心配をかけておるわけでありますが、まだ最終、きちとした結論はきょうは申し上げるわけにはまいりません。選択肢が二つ、三つあるものですから、最善の努力を絞って、ひとつ事の解決に向けて取り組んでまいりたいというふうなきょうの答弁の限界でありますので、お許しをいただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）訂正がありますので、訂正いたさせます。

経済部長。

○経済部長（岡松克行君）先ほど上久保議員のご質問の中で、物品の中で各マイクロバスから始まってご答弁させていただいた中で、冷凍庫、冷蔵庫という形でご答弁させていただいたと思うんですけど、その中につきましては冷蔵庫で、冷凍庫は残るという形の中で訂正をさせていただきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（中西峰雄君）ご了承願います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）本議案に反対の立場から討論します。

指定管理者というのは、本質的にはその指定管理者の能力によって利益を上げる、なかったら下がると、損をすると、そういうことを本質とする制度です。仮にこの指定管理者が利益を上げておれば、自分たちの懐に入れよると、損すれば橋本市が負担する。こんなばかな話は、私はないと思いますよ。お役人仕事の延長みたいなことは、指定管理者では通らないというふうに思います。

先ほど財政当局は、本予算でも補正予算でも厳しい査定をしていると言いますが、こんな査定は放漫査定そのものではないですか。私は、市民の財産を守る、これも大きな議員の仕事でありますので、その職責からいってこのような放漫な補正予算を通すわけにはまいりません。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）私は、国民宿舎のこの今の問題について、賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

なぜかと言いますと、これ何十年という時間をかけて、それぞれやっぱり市が今までかわり合いを持って、そして市民の皆さんあるいは地域の皆さんにかわいがっていただいて、そして、橋本市においては、過去は、要するにいろいろなそういう経営もやってきたわけですが、最終的にこの段階に入ってから、市と指定管理者との間で法律上、綿密に契約を交わすということは、これは交わさなければいけないということはわかりますけれども、要するにこういった市もやはりどの施設にしても、例えばクーラーにしたって、冷蔵庫にしたって、いす一つにしたって、本来は備品をやはり設置をし、あるいはマイク

ロバス等々もきちんとして市がやはり整備をして、そして指定管理というのをやっているところもたくさんあります。そういう契約上の問題であって、当然これは最終的な段階で解決をしなければならないというときには、かかわっておる市がやはり全体的なそういうものについて、最終の解決をするということが私はふさわしい解決の仕方だと、このように思います。そしてまた、法律上、問題があるということであれば、司法の手によって、どういうふうになるかわかりませんが、それはそれとしてのことがあるだろうと思いますけれども、長年のご苦勞に敬意を表して解決をつけていただいたらと、このように思います。要するに政治というものは、やはりミクロの世界、マクロの世界、大きなそういうやっぱり政治決着というものも大事であろうと、私はそのように解釈をいたします。

以上であります。よって、賛成の討論いたします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成22年度橋本市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第4号 平成22年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中西峰雄君）日程第29 議案第4号

平成22年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成22年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第5号 平成22年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中西峰雄君）日程第30 議案第5号 平成22年度橋本市農業集落排水事業特別会計

補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成22年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第6号 平成22年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中西峰雄君）日程第31 議案第6号 平成22年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について を議題といた

します。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成22年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第7号 平成22年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中西峰雄君）日程第32 議案第7号 平成22年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行

います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成22年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第8号 平成22年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中西峰雄君）日程第33 議案第8号 平成22年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 平成22年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第9号 平成22年度橋本市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（中西峰雄君）日程第34 議案第9号 平成22年度橋本市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 平成22年度橋本市水道事業会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。